

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（388））

2. 日時：令和3年3月2日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

宇田川安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

事業者：

中国電力株式会社

山本執行役員 電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他18名

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」及び「27条 放射性廃棄物の処理施設」について、令和3年2月26日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）】

排気筒モニタの監視範囲について、詳細を整理して説明すること。

排ガス系機器エリアモニタ監視範囲について、活性炭式希ガス・ホールドアップ塔より後段のエリアに対する監視を不要とする考え方を整理して説明すること。

### 【27条 放射性廃棄物の処理施設】

2号機設備である機器ドレン系、床ドレン・化学廃液系及びランドリ・ドレン系について、1号機と共用しても十分な処理能力を有していることを整理して説明すること。

サイトバンカで発生する床ドレン廃液の処理について、2号機設備のみによる処理方法に変更しても影響がないことを整理して説明すること。

ランドリ・ドレン系の仕様について、整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

関係資料：なし